

平成19年2月13日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷四丁目4番地1  
アルテック株式会社  
代表取締役社長 田中利浩

## 第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年2月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト（<http://www.evotek.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、別添の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。よろしくお願いいたします。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

## 記

1. 日 時 平成19年2月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区四谷三丁目1番8号  
東京都トラック総合会館 7階 会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第31期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第31期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 準備金の額の減少および剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役8名選任の件
  - 第4号議案 監査役2名選任の件
  - 第5号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
代理人による議決権行使  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.altech.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の高止まりなど不安定要因がありましたが、企業収益が高水準で推移するも、設備投資が増加し、雇用と賃金の改善を反映して個人消費は増加基調で推移いたしました。

このような経営環境のなかで、当社グループは、卸売事業においては、既存商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応し、変化を先取りした提案型営業活動を強力に推進してまいりました。また、製造事業においては、グループ企業間の連携を深め、プリフォームおよびプラスチックキャップの本格生産稼働および飲料の受託充填の立上げに注力してまいりました。

この結果、当期の連結売上高は、卸売事業において、産業資材分野が前期を下回ったものの、産業機械・機器分野、メディアパッケージ分野およびその他の分野ともに前期を上回ったことに加え、製造事業において、食品・飲料容器分野およびその他の分野ともに前期を上回ったことにより、365億6千万円（前期比11.9%増）となりました。

しかしながら、連結営業損益は、卸売事業において、アルテックエーアールエス(株)が納入した廃棄物洗浄機械および汚水処理機械における処理能力不足等のクレーム対応費用として8億1千3百万円の負担が発生したことに加え、製造事業において、蘇州現地法人（以下「蘇州現法」という）の日本向けペットボトル用プリフォームの本格生産稼働が立ち遅れたこと、および広州現地法人（以下「広州現法」という）が固定費を回収できるまでの受注・生産稼働に至らなかったこと等により、10億円の損失（前期は5億1千2百万円の損失）となりました。

連結経常損益は、上記に、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加のほか、デリバティブ評価益を為替差損が上回ったこと等により、13億2千8百万円の損失（前期は7億5千8百万円の損失）となりました。

連結純損益は、保険解約返戻金2億5千万円を特別利益に計上したものの、蘇州現法および広州現法の製造設備等について18億3百万円の減損損失を計上したほか、法人税等の負担が3億6千9百万円生じたこと等により33億4千2百万円の損失（前期は7億6千7百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント 及び商品等分野の名称		第31期（当期） 平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	
		金額（百万円）	前期比
卸売事業	売上高		
	外部顧客に対する売上高		
	産業機械・機器分野	16,168	+9.0%
	産業資材分野	9,625	△0.6%
	メディアパッケージ分野	5,910	+20.6%
	その他の分野	2,860	+27.6%
	セグメント間の内部売上高	699	△50.4%
	計	35,265	+6.6%
	営業損益	△234	—
製造事業	売上高		
	外部顧客に対する売上高		
	食品・飲料容器分野	1,595	+132.0%
	その他の分野	399	+25.5%
	セグメント間の内部売上高	799	+23.4%
	計	2,794	+68.9%
	営業損益	△624	—

（注）事業の種類別セグメントにおける事業区分を、従来、産業機械事業のみの単一事業としておりましたが、当期から、卸売事業と製造事業との二区分に変更いたしました。なお、事業の種類別セグメントの業績の前期比等の記載は、前期の金額を二区分に変更した後の金額に基づき算出しております。

#### ① 卸売事業

産業機械・機器分野においては、包装機械、CD検査装置・評価機器およびDVD製造装置等の販売が前期実績を下回ったものの、プラスチック加工機械、食品機械および印刷機械の販売が前期実績を上回りました。産業資材分野においては、廃プラスチック資材が好調であったものの、合成樹脂原料の受注が低迷したため、前期なみにとどまりました。メディアパッケージ分野においては、DVDケースの販売が好調に推移しました。その他の分野につきましては、XML技術によるドキュメントシステム、ICタグ実装装置およびICカード発行機ならびにデジタルプリンタの販売が増加しました。この結果、売上高は352億6千5百万円（前期比6.6%増）となりました。

しかしながら、産業機械・機器分野において、廃棄物洗浄機械および汚水処理機械における処理能力不足等のクレーム対応費用として8億1千3百万円の負担が発生したことに加え、業容拡大に伴う人件費および販売費の増加ならびに貸倒引当金の計上等により、営業損益は2億3千4百万円の損失（前期は4億2千9百万円の利益）となりました。

## ② 製造事業

食品・飲料容器分野においては、蘇州現法が飲料の受託充填およびプラスチックキャップの生産・販売を開始しました。また、広州現法の中国国内向けプリフォームの販売も増加しました。その他の分野においては、容器包装リサイクル関連のプラスチックパレットの生産・販売が増加しました。この結果、売上高は、27億9千4百万円（前期比68.9%増）となりました。

しかしながら、食品・飲料容器分野において、蘇州現法の日本向けペットボトル用プリフォームの本格生産稼働が立ち遅れたこと、および広州現法が固定費を回収できるまでの受注・生産稼働に至らなかったこと等により、営業損益は6億2千4百万円の損失（前期は6億3百万円の損失）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、13億5千3百万円（前期比58.5%減）であります。事業の種類別セグメントごとには、卸売事業において、メディアパッケージ用金型等に1億7千8百万円（前期比314.6%増）投資しております。また、製造事業において、蘇州現法および広州現法の食品・飲料容器分野の生産設備等に11億6千8百万円（前期比63.5%減）投資しております。このほか、全社において、器具及び備品等に5百万円（前期比66.4%減）投資しております。

## (3) 資金調達の状況

当期におきましては、運転資金のほか、主として長期借入金の約定弁済資金および上記(2)の製造事業の生産設備投資資金に充当するため、総額26億8千2百万円の長期銀行借入れを実行しております。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、当期の連結計算書類において2期連続の経常損失を計上し、また、従来 of 資本の部の金額が48億6千3百万円となった結果、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触する事実が発生しております。

減少した資本の増強、再建プロセスの加速化に伴う必要資金および当社グループの事業展開強化に向けての設備投資資金に充当するため、平成19年1月26日開催の取締役会において、フェニックス・キャピタル株式会社が組成するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合に対して新株を発行し、総額30億円の資金調達を実施することを決議いたしました。また、保有不動産につきまして、第32期（平成19年11月期）末を目処に、今後の設備投資・運転資金等の所要資金の確保および資産の有効活用という観点から売却を実施し、第32期（平成19年11月期）末に有利子負債残高（除く新株

予約権付社債)を40億円程度にすることを目指します。

また、中国事業の収益構造の抜本的改善および国内事業のさらなる推進を行い、連結ベースでの競争力を強化するために、以下の重点施策を実行し、高収益体制を構築してまいります。

- ① 事業全般にわたって抜本的な対応策を講じ、収益構造の早期改善を図ります。中国の生産子会社においては、第31期に実施いたしました減損処理による減価償却費の負担軽減効果等によりコスト競争力の強化を図ります。今後、開発力、販売力などについて対応策を講じ、収益力の改善を進めてまいります。また、国内主要子会社の販売費および一般管理費については、前期比約14%削減し、収益力強化を図ります。
- ② 営業力強化のため、変化に対応できる組織体制の構築を進めます。グループ組織を国内事業、中国事業、コーポレートの3部門に改編し、部門の責任を明確にしつつ、相互に有機的な連携を図る組織体制を構築いたします。
- ③ 事業子会社内でのリスク管理体制の整備を進めるとともに、持株会社が持つ横串機能の強化を進め、業務の有効性の確保、法令順守、リスク管理を徹底するという観点から、内部統制システムの抜本的な見直し・強化を実施いたします。

今後は、このような取組みを通じ、再建計画必達を念頭に、積極的な営業活動、財務バランスの改善、健全な経営体質のさらなる強化に向け、経営努力をし、単年度黒字化および営業キャッシュ・フローの黒字化を実現することにより財務基盤を強化し、企業価値の向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第31期(当期)
		平成14年12月1日から 平成15年11月30日まで	平成15年12月1日から 平成16年11月30日まで	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで
売 上 高(百万円)		28,809	30,237	32,671	36,560
経 常 損 益(百万円)		△444	280	△758	△1,328
当 期 純 損 益(百万円)		△663	△251	△767	△3,342
1 株 当 たり 当 期 純 損 益		△65円88銭	△28円53銭	△76円46銭	△324円63銭
総 資 産(百万円)		24,041	26,578	29,721	30,003
純 資 産(百万円)		8,806	8,509	7,777	4,947

- (注) 1. 第28期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル関連資材および情報メディア関連分野が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、企業間競争の激化と産業資材の売上比率の伸長に加えて、お客様機械の保守費用の負担が生じたこと等により売上総利益率が低下しました。また、貸倒懸念の営業債権に対する貸倒引当金の計上および中国現地法人の開業費償却ならびに不採算事業の撤退・整理に伴う事業整理損の計上等により損失となりました。
2. 第29期につきましては、情報メディア関連分野およびその他の分野の食品機械関連、帯電防止剤関連が好調に推移したため増収となりました。しかしながら、蘇州および広州の中国現地法人2社における生産ラインの不具合発生のため本格生産稼動が遅れたこと、これら中国現地法人の生産設備投資のための有利子負債の増加に伴う支払利息の増加および開業費償却の発生等に加え、投資有価証券評価損、役員退職慰労金および訴訟和解金の計上、ならびに繰延税金資産の回収可能性をより保守的に見直し法人税等調整額の計上を圧縮したこと等により損失となりました。
3. 第30期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル原料のレジン、ペットボトル用プリフォームおよびリサイクルパレットの販売が好調に推移したため増収となりました。しかしながら利益率の高い大型機械の受注案件が納期遅れや検収遅れにより売上に結びつかなかったこと、蘇州および広州の中国現地法人におけるペットボトル用プリフォームの生産稼動が固定費を回収するまでに至らなかったこと、蘇州におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立上準備費用負担が生じました。また、これら中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等に加え、投資有価証券売却損ならびに法人税等の負担等により損失となりました。
4. 第31期(当期)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社17社および関連会社4社で構成され、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う卸売事業と、食品・飲料容器等の生産・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う製造事業とを営んでおります。

また、当社グループは、当社がグループ全体の戦略立案と経営監督を担う持株会社、子会社および関連会社が各事業の遂行を担う事業会社として構成されています。当社グループの事業内容等と子会社および関連会社との関係は、次のとおりであります。

事業区分	主な商品・製品・サービス		主要な会社
卸売事業	産業機械・ 機器分野	ペットボトルブロー成形機、 無菌充填機、プリフォーム成 形機、パレット製造ライン、 グラビア印刷機、フレキソ印 刷機、DVD・BD・HD- DVD検査装置、食品機械、 医薬品異物検査装置、再生処 理機械、各種機械エンジニア リング・保守サービス	〈連結子会社〉 アルテックエービーエス㈱ アルテックコミュニケーションズ㈱ アルテックアルト㈱ アルテックエーディーエス㈱ アルテックエーアールエス㈱ アルテックエンジニアリング㈱ 愛而泰可貿易（上海）有限公司 〈持分法適用関連会社〉 エスコグラフィックス㈱
	産業資材 分野	各種合成樹脂原料、廃プラス チック	〈連結子会社〉 アルテックアルト㈱ アルテックエーアールエス㈱
	メディア パッケージ 分野	CDケース、DVDケース	〈連結子会社〉 アルテックエーディーエス㈱
	その他の 分野	情報処理システム、リサイク ルパレット	〈連結子会社〉 アルテックエーディーエス㈱ アルパレット販売㈱ アルテックエンジニアリング㈱ アルテックアイティ
製造事業	食品・飲料 容器分野	ペットボトルプリフォーム、 プラスチックキャップ、飲料 受託充填	〈連結子会社〉 愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 愛而泰可新材料（広州）有限公司 〈持分法適用関連会社〉 日本パリゾン㈱ 愛而泰可新材料（深圳）有限公司
	その他の 分野	リサイクルパレット、 容器包装リサイクルサービス	〈連結子会社〉 アルパレット㈱ 〈持分法適用関連会社〉 リ・パレット㈱



## (7) 重要な子会社等の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率
アルテックエーピーエス(株)	100百万円	100.0%
アルテックコミュニケーションズ(株)	100百万円	100.0
アルテックアルト(株)	100百万円	100.0
アルテックエーディーエス(株)	100百万円	100.0
アルテックエーアールエス(株)	100百万円	100.0
アルパレット販売(株)	100百万円	100.0
アルテックアイティ(株)	50百万円	100.0
アルテックエンジニアリング(株)	30百万円	55.0
アルパレット(株)	100百万円	51.0
愛而泰可新材料(蘇州)有限公司	36,000千円未満	100.0
愛而泰可貿易(上海)有限公司	650千円未満	100.0
愛而泰可新材料(広州)有限公司	10,000千円未満	100.0

### ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率
エスコグラフィックス(株)	10百万円	40.0%
日本パリソン(株)	450百万円	39.0
リ・パレット(株)	50百万円	—
愛而泰可新材料(深圳)有限公司	10,000千円未満	45.0

(注) リ・パレット(株)については、当社の子会社であるアルパレット(株)が15%を出資しております。

## (8) 主要な事業所

区分	所在地	
当 社	本社	東京都新宿区 四谷四丁目4番地1
	大阪支店	大阪府大阪市
国内子会社	アルテックエーピーエス㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックコミュニケーションズ㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックアルト㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックエーディーエス㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックエーアールエス㈱	東京都新宿区四谷
	アルパレット販売㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックアイティ㈱	東京都新宿区四谷
	アルテックエンジニアリング㈱	東京都新宿区四谷
	アルパレット㈱	福井県坂井市
在外子会社	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	中国蘇州市
	愛而泰可貿易（上海）有限公司	中国上海市
	愛而泰可新材料（広州）有限公司	中国広州市
国内関連会社	エスコグラフィックス㈱	東京都新宿区四谷
	日本パリソン㈱	愛知県名古屋市
	リ・パレット㈱	千葉県我孫子市
在外関連会社	愛而泰可新材料（深圳）有限公司	中国深圳市

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増
659 名	35 名

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,493
株式会社みずほ銀行	1,745
株式会社三井住友銀行	996
農林中央金庫	827
三菱UFJ信託銀行株式会社	810

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 10,556,896株

(2) 株主数 5,684名

### (3) 大株主

株主名	持株数
	株
竹内エムアンドティ株式会社	850,300
由利和久	768,676
株式会社三菱東京UFJ銀行	505,920
村永八千代	387,076
株式会社アルミネ	335,000
リテラ・クレア証券株式会社	311,032
竹内正明	241,100
三菱UFJ信託銀行株式会社	196,420
東京リース株式会社	151,904
三井住友海上火災保険株式会社	136,720

(注) 1. 当社は、自己株式261,528株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

三菱UFJ信託銀行株式会社 78,900株

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき次の新株予約権付社債を発行しております。

2009年6月5日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債 (平成17年6月6日発行)	
発行決議の日	平成17年5月18日 取締役会決議
新株予約権付社債の残高(千円)	1,782,000
新株予約権の数(個)	1,782
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、2	2,784,375
新株予約権の発行価額(円)	無償
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	新株予約権1個あたり 1,000,000
新株予約権の行使期間(注)3	平成17年6月20日から平成 21年5月22日の銀行営業終 了時(いずれもロンドン時 間)
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格および資本組入額(円) (注)2、4	発行価格 1株あたり640 資本組入額 1株あたり320
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項 の定めにより社債と新株予 約権のうち一方のみを譲渡 することはできない。
代用払込みに関する事項	(注)5

(注) 1. 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求に係る社債額面金額の総額を転換価額(下記(注)2で定義する。)で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、旧商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

#### 2. 転換価額

##### ① 当初転換価額

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初799円とする。

② 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で新たに当社普通株式を発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション制度によるオプションの付与その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

③ 転換価額の下方修正

平成 18 年 5 月 19 日（以下「第一決定日」という。）および平成 19 年 5 月 18 日（以下「第二決定日」という。）（いずれも日本時間。以下「決定日」と総称する。）までの（いずれも同日を含む。）各 10 連続取引日の東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値で 1 円未満の端数を切り上げた金額が当該決定日において有効な転換価額を 1 円以上下回る場合、転換価額は、平成 18 年 6 月 5 日（以下「第一効力発生日」という。）および平成 19 年 6 月 4 日（以下「第二効力発生日」という。）（いずれも日本時間。以下「効力発生日」と総称する。）以降、それぞれ、上記の計算方法により算出された額に下方修正される。かかる修正は、決定日（同日を含まない。）から効力発生日（同日を含む。）までの期間になされた調整（以下「中間調整」という。）に従うものとし、遡及的調整は無視するものとする（但し、これに関する当社の義務には影響を及ぼさない。）。但し、転換価額は、決定日の最低転換価額（第一決定日の転換価額の 80%（上記と同様の調整に服する。以下同様とする。）をいう（1 円未満は切り上げる。）。）未満に修正されることはないものとし、転換価額が最低転換価額未満に減額された場合には、転換価額は最低転換価額とする。

なお、上記下方修正要項の適用により、第一効力発生日以降、転換価額が最低転換価額に下方修正されている。

3. 本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の 5 営業日前の日における銀行営業終了時（ロンドン時間）まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。
4. 本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額は、当該発行価格に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。
5. 旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
由利和久 田中利浩 張能徳博	代表取締役会長 代表取締役社長 専務取締役	愛而泰可貿易（上海）有限公司 董事長 愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 董事長 愛而泰可新材料（広州）有限公司 董事長 愛而泰可新材料（深圳）有限公司 董事總經理
瀧川賢一	常務取締役 (総務・業務担当)	
尾山義秋	常務取締役 (財務・経理担当)	
梅木義則	取締役	アルテックアルト㈱ 代表取締役社長
加畑洋	取締役	アルテックエーディーエス㈱ 代表取締役社長
風見亘彦	取締役	アルテックコミュニケーションズ㈱ 代表取締役社長
笠井祝男	取締役	アルテックエーピーエス㈱ 代表取締役社長
益田裕一 今中幸男 越智俊典	常勤監査役 監査役 監査役	弁護士

- (注) 1. 監査役今中幸男および越智俊典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 平成18年2月23日開催の定時株主総会において新たに笠井祝男が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 平成18年2月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役脇本良一は任期満了により、退任いたしました。
4. 平成18年9月1日付で、次のとおり役付取締役の異動がありました。
- |       |              |
|-------|--------------|
| 常務取締役 | 瀧川賢一 (前・取締役) |
| 常務取締役 | 尾山義秋 (前・取締役) |
5. 平成18年9月1日付で、次のとおり役員を担当業務の異動がありました。
- ・張能徳博は、新たに愛而泰可貿易(上海)有限公司および愛而泰可新材料(蘇州)有限公司の董事長を兼務しております。
  - ・瀧川賢一は、愛而泰可貿易(上海)有限公司および愛而泰可新材料(蘇州)有限公司の董事長から総務・業務担当となっております。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	5名	54,812	3名 (うち社外2名)	9,067 (うち社外6,044)	8名	63,879
計		54,812		9,067		63,879

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額(年額)は次のとおりであります。
- |     |                                |
|-----|--------------------------------|
| 取締役 | 300,000千円 (平成9年2月24日 定時株主総会決議) |
| 監査役 | 40,000千円 (平成15年2月25日 定時株主総会決議) |
- なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
2. 期末日現在の取締役は9名、監査役は3名であります。  
このうち取締役4名に対しては、報酬を支払っておりません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37,000千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	<u>10,200千円</u>
合計	<u>47,200千円</u>

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,436,618	流動負債	16,898,940
現金及び預金	2,876,043	支払手形及び買掛金	7,751,368
受取手形及び売掛金	8,253,000	短期借入金	5,231,983
たな卸資産	2,905,750	未払費用	853,334
前渡金	545,497	未払法人税等	129,879
繰延税金資産	289,802	前受金	1,956,977
その他	613,838	その他	975,397
貸倒引当金	47,313	固定負債	8,156,900
固定資産	14,566,596	社債	100,000
有形固定資産	11,460,983	新株予約権付社債	1,782,000
建物及び構築物	3,961,351	長期借入金	6,205,941
機械装置及び運搬具	2,799,720	繰延税金負債	1,791
土地	3,741,390	その他	67,168
建設仮勘定	220,503	負債合計	25,055,841
その他	738,017	(純資産の部)	
無形固定資産	59,645	株主資本	4,341,962
投資その他の資産	3,045,967	資本金	4,023,423
投資有価証券	1,479,341	資本剰余金	4,563,088
長期貸付金	98,641	利益剰余金	4,022,172
繰延税金資産	22,404	自己株式	222,376
保険積立金	535,335	評価・換算差額等	508,540
その他	1,004,168	その他有価証券	31,979
貸倒引当金	93,924	評価差額金	12,596
		繰延ヘッジ損益	489,157
		為替換算調整勘定	489,157
		少数株主持分	96,870
		純資産合計	4,947,374
資産合計	30,003,215	負債純資産合計	30,003,215



## 連結損益計算書

(平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		36,560,917
売上原価		33,364,219
売上総利益		3,196,698
販売費及び一般管理費		4,197,453
営業損失		1,000,755
営業外収益		
受取利息	49,601	
受取配当金	7,296	
持分法による投資利益	30,371	
不動産賃貸収入	33,715	
デリバティブ評価益	111,856	
投資事業組合運用益	72,018	
その他の営業外収益	38,598	343,457
営業外費用		
支払利息	335,852	
為替差損	292,301	
その他の営業外費用	42,832	670,986
経常損失		1,328,283
特別利益		
保険解約返戻金	250,548	250,548
特別損失		
固定資産除却損	412	
減損損失	1,803,440	
投資有価証券評価損	57,069	
役員退職慰労金	6,975	1,867,897
税金等調整前当期純損失		2,945,632
法人税、住民税及び事業税	163,939	
法人税等調整額	205,235	369,174
少数株主利益		27,417
当期純損失		3,342,224

## 連結株主資本等変動計算書

(平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	556,398	222,092	7,808,020
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			123,549		123,549
当期純損失			3,342,224		3,342,224
自己株式の取得				283	283
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			3,465,773	283	3,466,057
平成18年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	4,022,172	222,376	4,341,962

(単位：千円)

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成17年11月30日残高	64,693		95,442	30,749	62,883	7,840,155
連結会計年度中の 変動額						
剰余金の配当(注)						123,549
当期純損失						3,342,224
自己株式の取得						283
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	32,714	12,596	584,600	539,289	33,986	573,276
連結会計年度中の 変動額合計	32,714	12,596	584,600	539,289	33,986	2,892,781
平成18年11月30日残高	31,979	12,596	489,157	508,540	96,870	4,947,374

(注)平成18年2月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## (継続企業の前提に関する注記)

当社グループは第31期(平成18年11月期)の連結計算書類において、2期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が4,863,099千円となった結果、当社及び連結子会社愛而泰可新材料(広州)有限公司の借入金のうち5,374,523千円並びに当社が債務保証を行っている関連会社愛而泰可新材料(深圳)有限公司の借入金のうち740,000千円が、それぞれのシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該状況により、期限の利益喪失の虞が生じ、今後の資金繰りへの影響が懸念され、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該期限の利益喪失の虞を解消すべく、抜本的な再建計画を策定し、上記シンジケートローン参加金融機関に対し、期限の利益を喪失させない旨の同意を要請した結果、主力金融機関からの同意を得ており、期限の利益は喪失しないものと確信しております。また、当該財務制限条項抵触の状況を解消し、かつ今後の資金繰りの不安を解消するため、平成19年1月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付でフェニックス・キャピタル(株)が組成するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合を引受先とする3,000,015千円の新株引受契約を締結し、平成19年3月1日を払込期日とする第三者割当増資を計画しております。

連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していません。

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 16社

アルテックエーピーエス(株)、アルテックコミュニケーションズ(株)、アルテックアルト(株)、アルテックエーディーエス(株)、アルテックエーアールエス(株)、アルパレット販売(株)、アルテックエンジニアリング(株)、アルパレット(株)、アルテックアイティ(株)、アルテックルークス(株)、D-TECH(株)、ALTECH-PLAST AG、ALTECH ASIA PACIFIC CO.,LTD.、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司、愛而泰可新材料(広州)有限公司

上記のうち、アルパレット販売(株)、D-TECH(株)の2社は、当連結会計年度において新たに設立したことにより、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲に加えたものであります。

#### (2) 非連結子会社 1社

ALTECH U.S.A., INC.

(連結の範囲から除いた理由)

ALTECH U.S.A., INC.は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社 4社

エスコグラフィックス(株)、日本パリソン(株)、リ・パレット(株)、愛而泰可新材料(深圳)有限公司

上記のうち、リ・パレット(株)については、同社の第三者割当増資の引受により関連会社に該当することとなったため、当連結会計年度より持分法を適用しております。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社 1社

ALTECH U.S.A., INC.

(持分法を適用しない理由)

ALTECH U.S.A., INC. は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社4社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の中間決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

	決算日	中間決算日
・エスコグラフィックス(株)	.....12月31日	6月30日
・日本パリソン(株)	.....3月20日	9月20日
・リ・パレット(株)	.....3月31日	9月30日
・愛而泰可新材料(深圳)有限公司	.....12月31日	6月30日

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちALTECH-PLAST AG及びALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. の決算日は、9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料(蘇州)有限公司、愛而泰可貿易(上海)有限公司及び愛而泰可新材料(広州)有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子会社についても10月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

中国連結子会社3社を除く連結子会社13社

主として個別法による原価法によっております。

中国連結子会社3社

移動平均法による低価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社、中国連結子会社3社を除く連結子会社13社

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物付属設備を除

く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具が2年～15年であります。

中国連結子会社3社

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5年～20年、機械装置及び運搬具が5年～10年であります。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引及び金利スワップ取引)

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

外貨建関連会社株式

変動金利借入金

ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引等を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判

定を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 当連結会計年度より会社法が施行されたことに伴い、連結計算書類は同法及び会社計算規則に基づいて作成しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(会計処理の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

これにより税金等調整前当期純損失は1,803,440千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、資産の金額から直接控除しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来資本の部の合計に相当する金額は4,863,099千円であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「投資事業組合運用益」は13,790千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,025,011千円
2. 非連結子会社及び関連会社に係る項目	
投資有価証券(株式)	310,091千円
投資その他の資産のその他(出資金)	492,151千円
3. 担保に供している資産	
建物及び構築物	1,974,648千円
土地	3,516,106千円
投資有価証券	45,420千円
投資その他の資産のその他(長期性預金)	200,000千円
上記に対応する債務	
短期借入金	2,579,615千円
長期借入金	1,508,293千円

#### 4. 長期性預金

「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円（当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日）は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

#### 5. 財務制限条項等

- (1) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成15年7月28日、借入金残高1,290,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

当社の愛而泰可新材料（蘇州）有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (2) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月15日、借入金残高1,617,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入金残高727,272千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (4) 連結子会社である愛而泰可新材料(広州)有限公司の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成16年12月28日、借入金残高114,040千人民元、(1,701,476千円))には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の従来の資本の部の金額のいずれが大きいかの75%の金額以上に維持する。

各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

6. 保証債務 2,694,915千円  
国内関連会社1社に対する保証債務は、第三者との連帯保証債務であり、総額で記載しております。  
なお、当社が債務保証を行っている愛而泰可新材料(深圳)有限公司の借入金のうち740,000千円については、上記「5.財務制限条項等(3)」と同内容の条項が付されております。

#### (連結損益計算書に関する注記)

1. デリバティブ評価益  
デリバティブ評価益111,856千円のうち104,505千円については、連結計算書類作成上、相殺消去された連結会社間取引(当社の外貨建貸付金取引)をヘッジ対象とし、当社が実行したヘッジ手段である通貨スワップ取引に係る評価益であります。
2. 減損損失  
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
中国蘇州市 (第一工場)	製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他	971,045
中国蘇州市 (第二工場)	製造設備	建設仮勘定	127,349
中国広州市	製造設備	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他	436,348
愛知県春日井市	展示場・倉庫	建物及び構築物、土地、その他	221,423
北海道石狩郡	福利厚生施設	建物及び構築物、土地、その他	45,137
大分県速見郡	遊休	土地	2,135
合計			1,803,440

#### (資産をグループ化した方法)

当社グループは、稼働資産については、主として管理会計上の区分に基づき、卸売事業については営業拠点を、製造事業については工場をそれぞれグルーピングの単位としております。なお、遊休資産については、各不動産等をグルーピングの単位としております。



(減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法)

中国蘇州市(第一工場)の製造設備、中国広州市の製造設備に係る資産グループについては、本格生産稼働の遅れに伴い当初計画していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は使用価値によっており、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを12.3%または9.7%で割引いて算出しております。

中国蘇州市(第二工場)の製造設備(建設仮勘定)については、事業計画の変更に伴い将来の使用見込が明確でなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、売却見込額を0千円としております。

展示場・倉庫、福利厚生施設については、保有目的を事業用から売却予定に変更したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、合理的に算定された価額(固定資産税評価額)を使用しております。

遊休資産の土地については、将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。遊休資産については、回収可能価額を0千円としております。

(減損損失の内訳)

科目	金額(千円)
建物及び構築物	327,558
機械装置及び運搬具	929,790
土地	182,075
建設仮勘定	188,651
その他	175,364
合計	1,803,440

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 10,556,896株
- 当連結会計年度の末日における自己株式の数  
普通株式 261,528株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年2月23日 定時株主総会	普通株式	123,549	12.00	平成17年11月30日	平成18年2月23日

## (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

### (1) 流動の部

繰延税金資産	
未払費用	206,122千円
未払事業税	27,950千円
貸倒引当金	19,692千円
繰越欠損金	76,152千円
その他	75,881千円
繰延税金資産小計	405,800千円
評価性引当額	109,708千円
繰延税金資産合計	296,091千円
繰延税金負債	
未収事業税	3,886千円
未収配当金	485千円
その他	1,917千円
繰延税金負債合計	6,289千円
繰延税金資産の純額	289,802千円

### (2) 固定の部

繰延税金資産	
建物及び構築物	93,022千円
機械装置及び運搬具	222,045千円
土地	74,086千円
建設仮勘定	50,935千円
固定資産未実現利益	35,053千円
子会社株式 (会社分割に伴う承継会社株式)	64,680千円
貸倒引当金	38,230千円
繰越欠損金	909,951千円
その他	73,288千円
繰延税金資産小計	1,561,295千円
評価性引当額	1,517,621千円
繰延税金資産合計	43,674千円
繰延税金負債との相殺額	21,269千円
繰延税金資産の純額	22,404千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	22,886千円
その他	174千円
繰延税金負債合計	23,061千円
繰延税金資産との相殺額	21,269千円
繰延税金負債の純額	1,791千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割額	0.4%
在外子会社適用税率差異	15.4%
繰延税金資産に係る評価性引当て	39.5%
未実現利益に係る税効果会計不適用	2.4%
その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.5%

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	その他 有形固定資産 (器具及び備品) (千円)	無形固定資産 (ソフトウェア) (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	349,015	8,103	357,119
減価償却累計額 相当額	240,268	3,376	243,644
期末残高相当額	108,747	4,727	113,474

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	71,671千円
1年超	50,327千円
合計	121,998千円

### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	81,073千円
減価償却費相当額	72,407千円
支払利息相当額	6,155千円

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## (1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 471円13銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成18年1月31日付で改正されたことに伴い、当連結会計年度から繰延ヘッジ損益(税効果調整後)の金額を普通株式に係る連結会計年度末の純資産額に含めております。

なお、これによる当連結会計年度の1株当たり純資産額に与える影響は、軽微であります。

2. 1株当たり当期純損失 324円63銭

### (重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成19年1月26日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行の決議を行っております。

(1)発行する株式の種類及び数	普通株式 8,797,700株
(2)発行価額	1株につき341円
(3)発行総額	3,000,015千円
(4)資本組入額	1株につき171円
(5)払込期日	平成19年3月1日
(6)割当先	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合
(7)資金用途	借入金返済及び運転資金並びに設備資金に充当

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成19年1月29日

アルテック株式会社

取締役会 御 中

監査法人 ト マ ッ

指定社員 公認会計士 村上眞治印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中桐光康印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、アルテック株式会社の平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 11 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は連結計算書類において、2 期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が 4,863,099 千円となった結果、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触する状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応等は当該注記に記載されている。連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結計算書類には反映していない。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し連結計算書類を作成している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成 19 年 1 月 26 日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第31期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月2日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役 益田 裕一 ①

監査役 今中 幸男 ①

監査役 越智 俊典 ①

(注) 監査役今中幸男および監査役越智俊典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,195,408	流動負債	7,513,646
現金及び預金	1,976,200	短期借入金	7,166,873
繰延税金資産	74,190	未払費用	62,935
短期貸付金	705,065	未払法人税等	14,656
その他	439,952	その他	269,180
固定資産	15,761,961	固定負債	6,359,351
有形固定資産	5,588,197	社 債	100,000
建 物	2,003,058	新株予約権付社債	1,782,000
土 地	3,527,375	長期借入金	4,462,739
その他	57,764	繰延税金負債	5,694
無形固定資産	39,591	その他	8,917
投資その他の資産	10,134,172	負債合計	13,872,997
投資有価証券	531,850	(純資産の部)	
関係会社株式	3,774,152	株主資本	5,089,259
関係会社出資金	2,384,299	資本金	4,023,423
長期貸付金	2,629,337	資本剰余金	4,563,088
保険積立金	535,335	資本準備金	4,563,088
その他	372,219	利益剰余金	3,274,875
貸倒引当金	93,022	利益準備金	98,001
		その他利益剰余金	3,372,877
		別途積立金	650,000
		繰越利益剰余金	4,022,877
		自己株式	222,376
		評価・換算差額等	4,886
		その他有価証券	8,046
		評価差額金	12,932
		繰延ヘッジ損益	12,932
		純資産合計	5,084,372
資産合計	18,957,370	負債純資産合計	18,957,370

# 損 益 計 算 書

(平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
子会社業務受託収入	658,367	
子会社不動産賃貸収入	208,954	
子会社配当金収入	355,450	1,222,772
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	1,016,303	1,016,303
営 業 利 益		206,469
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	108,461	
受 取 配 当 金	23,296	
不 動 産 賃 貸 収 入	33,715	
デリバティブ評価益	7,351	
投資事業組合運用益	72,018	
その他の営業外収益	8,621	253,463
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	239,739	
支 払 手 数 料	19,840	
為 替 差 損	90,623	
その他の営業外費用	4,723	354,927
経 常 利 益		105,005
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	168,006	168,006
特 別 損 失		
減 損 損 失	268,696	
投資有価証券評価損	57,069	
関係会社株式評価損	460,232	
関係会社出資金評価損	3,417,616	
関係会社債権放棄損	34,500	4,238,115
税引前当期純損失		3,965,103
法人税、住民税及び事業税	117,726	
法人税等調整額	251,872	134,145
当 期 純 損 失		4,099,249



## 株主資本等変動計算書

(平成17年12月1日から  
平成18年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成17年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	98,001	650,000	199,921
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					123,549
当期純損失					4,099,249
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計					4,222,798
平成18年11月30日残高	4,023,423	4,563,088	98,001	650,000	4,022,877

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成17年11月30日残高	222,092	9,312,341	31,488		31,488	9,343,830
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)		123,549				123,549
当期純損失		4,099,249				4,099,249
自己株式の取得	283	283				283
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			23,442	12,932	36,374	36,374
事業年度中の変動額合計	283	4,223,082	23,442	12,932	36,374	4,259,457
平成18年11月30日残高	222,376	5,089,259	8,046	12,932	4,886	5,084,372

(注)平成18年2月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## (継続企業の前提に関する注記)

当社は第31期(平成18年11月期)の当社グループの連結計算書類において、2期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が4,863,099千円となった結果、当社の借入金のうち3,634,272千円並びに当社が債務保証を行っている子会社愛而泰可新材料(広州)有限公司の借入金のうち1,740,250千円及び関連会社愛而泰可新材料(深圳)有限公司の借入金のうち740,000千円が、それぞれのシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触しております。当該状況により、期限の利益喪失の虞が生じ、今後の資金繰りへの影響が懸念され、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、当該期限の利益喪失の虞を解消すべく、抜本的な再建計画を策定し、上記シンジケートローン参加金融機関に対し、期限の利益を喪失させない旨の同意を要請した結果、主力金融機関からの同意を得ており、期限の利益は喪失しないものと確信しております。また、当該財務制限条項抵触の状況を解消し、かつ今後の資金繰りの不安を解消するため、平成19年1月26日開催の取締役会決議に基づき、同日付でフェニックス・キャピタル(株)が組成するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合を引受先とする3,000,015千円の新株引受契約を締結し、平成19年3月1日を払込期日とする第三者割当増資を計画しております。

計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していません。

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
  - (2)その他有価証券  
時価のあるもの  
決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっております。  
なお、投資事業組合への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。
2. デリバティブの評価基準  
時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産.....定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は、建物が3年~50年であります。  
無形固定資産.....自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### ・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約及び通貨スワップ取引並びに金利スワップ取引）

#### ・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

外貨建関連会社株式

変動金利借入金

### (3) ヘッジ方針

為替及び金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨及び金利に係るデリバティブ取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約及び通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

## 8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

### (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 9. 当事業年度より会社法が施行されたことに伴い、計算書類及びその附属明細書は同法及び会社計算規則に基づいて作成しております。

## (会計処理の変更)

### 1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税引前当期純損失は268,696千円増加しております。

なお、減損損失累計額については、資産の金額から直接控除しております。

## 2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は5,097,305千円であります。

### (表示方法の変更)

前事業年度において営業外収益の「その他の営業外収益」に含めて表示しておりました「投資事業組合運用益」は金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「投資事業組合運用益」は13,790千円であります。

### (貸借対照表に関する注記)

- |   |             |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 940,071千円   |
| 2. 関係会社に対する債権・債務  |             |
| 短期金銭債権  | 908,140千円   |
| 長期金銭債権  | 2,539,219千円 |
| 短期金銭債務  | 2,747,431千円 |
| 長期金銭債務  | 327,938千円   |
| 3. 担保に供している資産   |             |
| 建物  | 1,970,823千円 |
| 土地  | 3,516,106千円 |
| 有形固定資産のその他(構築物)   | 3,824千円     |
| 投資有価証券  | 45,420千円    |
| 投資その他の資産のその他(長期性預金)   | 200,000千円   |
| 上記に対応する債務   |             |
| 短期借入金   | 2,579,615千円 |
| 長期借入金   | 1,508,293千円 |
| 4. 長期性預金  |             |
| 「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円(当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日)は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。 |             |
| 5. 財務制限条項等  |             |
| (1) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日平成15年7月28日、借入金残高1,290,000千円)には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。              |             |
| 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成14年11月期の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。                             |             |
| 各年度の決算期(中間決算期を含まない。)の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。   |             |
| 当社の愛而泰可新材料(蘇州)有限公司に対する貸付金残高及び出資金残高の合計金額を当該借入金残高以上に維持する。   |             |
| また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。  |             |

- (2) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成16年12月15日、借入金残高1,617,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成15年11月期の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、3期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

- (3) 当社の株式会社みずほ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成17年9月30日、借入金残高727,272千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成16年11月期の末日における連結貸借対照表の従来資本の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。

各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

愛而泰可新材料（深圳）有限公司の各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における愛而泰可新材料（深圳）有限公司の損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

6. 保証債務 10,191,959千円  
上記のうち、会社分割により設立した子会社5社に対する保証債務の金額は、5,344,968千円であります。  
また、国内関連会社1社に対する保証債務は、第三者との連帯保証債務であり、総額で記載しております。  
なお、当社が債務保証を行っている愛而泰可新材料（広州）有限公司の借入金のうち1,740,250千円については、上記「5.財務制限条項等(2)」と、愛而泰可新材料（深圳）有限公司の借入金のうち740,000千円については、上記「5.財務制限条項等(3)」と、それぞれ同内容の条項が付されております。
7. 連帯債務 112,919千円  
会社分割により設立した子会社3社が承継した債務についての並存的債務引受けによる連帯債務であります。

## (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高  
一般管理費 112,228千円  
営業取引以外の取引高 156,691千円
2. 減損損失  
当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額(千円)
愛知県春日井市	展示場・倉庫	建物、土地、その他	221,423
北海道石狩郡	福利厚生施設	建物、土地、その他	45,137
大分県速見郡	遊休	土地	2,135
合計			268,696

### (資産をグループ化した方法)

当社は、稼動資産については、主として管理会計上の区分に基づき、営業拠点をグルーピングの単位としております。なお、遊休資産については、各不動産等をグルーピングの単位としております。

### (減損損失を認識するに至った経緯及び回収可能価額の算定方法)

展示場・倉庫、福利厚生施設については、保有目的を事業用から売却予定に変更したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額によっており、合理的に算定された価額(固定資産税評価額)を使用しております。

遊休資産の土地については、将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。遊休資産については、回収可能価額を0千円としております。

### (減損損失の内訳)

科目	金額(千円)
建物	80,803
土地	182,075
その他	5,818
合計	268,696

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式 261,528株

## (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

### (1) 流動の部

繰延税金資産	
未払費用	9,552千円
未払事業税	3,913千円
繰越欠損金	59,832千円
その他	20,856千円
繰延税金資産小計	94,155千円
評価性引当額	19,479千円
繰延税金資産合計	74,676千円
繰延税金負債	
未収配当金	485千円
繰延税金負債合計	485千円
繰延税金資産の純額	74,190千円

### (2) 固定の部

繰延税金資産	
関係会社株式	229,087千円
関係会社出資金	1,390,628千円
土地	74,086千円
貸倒引当金	37,850千円
繰越欠損金	333,090千円
その他	70,601千円
繰延税金資産小計	2,135,345千円
評価性引当額	2,135,345千円
繰延税金資産合計	千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,520千円
その他	174千円
繰延税金負債合計	5,694千円
繰延税金負債の純額	5,694千円

関係会社株式のうち64,680千円は、会社分割に伴い承継した子会社株式であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割額	0.1%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	3.8%
繰延税金資産に係る評価性引当	47.9%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.4%

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	その他有形固定資産 (器具及び備品) (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	251,389	251,389
減価償却累計額 相当額	200,424	200,424
期末残高相当額	50,965	50,965

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	36,297千円
1年超	21,791千円
合計	58,089千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	38,526千円
減価償却費相当額	32,072千円
支払利息相当額	3,694千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 493円85銭  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成18年1月31日付で改正されたことに伴い、当事業年度から繰延ヘッジ損益(税効果調整後)の金額を普通株式に係る事業年度末の純資産額に含めております。  
なお、これによる当事業年度の1株当たり純資産額に与える影響は、軽微であります。
- 1株当たり当期純損失 398円16銭

## (重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成19年1月26日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行の決議を行っております。

- 発行する株式の種類及び数 普通株式 8,797,700株
- 発行価額 1株につき341円
- 発行総額 3,000,015千円
- 資本組入額 1株につき171円
- 払込期日 平成19年3月1日
- 割当先 フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合
- 資金用途 借入金返済及び運転資金並びに設備資金に充当

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



独立監査人の監査報告書

平成19年1月29日

アルテック株式会社

取締役会 御中

監査法人 ト マ ッ

指定社員 公認会計士 村上眞治印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中桐光康印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、アルテック株式会社の平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 11 月 30 日までの第 31 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は連結計算書類において、2 期連続の経常損失を計上し、また、従来の資本の部の金額が 4,863,099 千円となった結果、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触する状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応等は当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を計算書類及びその附属明細書には反映していない。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し計算書類及びその附属明細書を作成している。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成 19 年 1 月 26 日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月2日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役 益田 裕一 ㊟

監査役 今中 幸男 ㊟

監査役 越智 俊典 ㊟

(注) 監査役今中幸男及び監査役越智俊典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 1. 議案および参考事項

### 第1号議案 準備金の額の減少および剰余金の処分の件

早期復配体制の実現を目指すことを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、準備金の額を減少したいと存じます。

#### (1) 減少する準備金の項目およびその額

利益準備金 98,001,639円全額

資本準備金 4,563,088,667円のうち 3,274,875,907円

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 98,001,639円

その他資本剰余金 3,274,875,907円

#### (3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成19年2月28日

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金および上記の効力が生じた後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損補填したいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 650,000,000円

その他資本剰余金 3,274,875,907円

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,924,875,907円

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 当社の公告方法について、周知性の向上および手続の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）につき変更を行い、変更案第5条（公告方法）として定めるものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

定款に定めがあるとみなされた事項として、変更案第4条（機関）および変更案第9条（株券の発行）を新設し、現行定款第8条（名義書換代理人）の変更を行うものであります。（変更案第11条）

単元未満株式の権利の範囲を明確にするため、変更案第10条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。

株主の皆様に対する効率的かつ多様な情報の提供を行うことができるようにするため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主の皆様への周知を図るため、現行定款第15条（議決権の代理行使）について、変更を行うものであります。（変更案第18条）

取締役会をより機動的に運営するため、監査役の異議がない場合に取締役会の決議を書面または電磁的方法にて行うことができることについて、変更案第30条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

有能な人材の確保とその期待される役割を十分に発揮できる体制を整備するため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができることについて、変更案第43条第2項を新設するものであります。

第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第44条（会計監査人の選任）、第45条（会計監査人の任期）、第46条（会計監査人の報酬等）、第47条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

その他全般にわたり、会社法の規定に対応するため、構成の整理、必要な文言の追加、変更、削除および条数の変更等を行うものであります。

(3) その他、定款全般について整備を実施した結果、  
 条文の削除、繰下げおよび語句の一部修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款 第1章 総 則	変 更 案 第1章 総 則
(商号) 第1条 (記載省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (記載省略)            (記載省略)            前号の機械類に関する製造技術または使用および適用に関する知識の仲介、斡旋業            上記機械の修理および据付工事請負業</li> <li>5 (記載省略)</li> <li>2. 上記第1項各号に関する研究、開発、事業等の受託</li> <li>3. (記載省略)</li> <li>4. 上記各項各号に関連する一切の事業</li> </ol>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (現行どおり)            (現行どおり)            前記機械類に関する製造技術または使用および適用に関する知識の仲介、斡旋業            前記機械類の修理および据付工事請負業</li> <li>(2) 上記第1号各事業に関する研究、開発ならびに事業等の受託</li> <li>(3) (現行どおり)</li> <li>(4) 上記各号に関連する一切の事業</li> </ol>
(本店の所在地) 第3条 (記載省略)  (新 設)	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>  (新 設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 取締役会</li> <li>(2) 監査役</li> <li>(3) 監査役会</li> <li>(4) 会計監査人</li> </ol>
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>  (新 設)	(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 <u>事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center">第2章 株 式</p>	<p align="center">第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 40,000,000株とする。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 40,000,000株とする。</p>
<p>(自己株式の買受け)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第6条 当社は、取締役会の決議によ り、自己の株式を買受けることが できる。</p>	<p>第7条 当社は、取締役会決議によつて 市場取引等により自己の株式を取 得することができる。</p>
<p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第7条 当社の1単元の株式の数は100株 とする。 — 当社は、1単元の株式の数に満 たない株式に係る株券は発行しな い。</p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、100株とす る。 ( 削 除 )</p>
<p align="center">( 新 設 )</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p align="center">( 新 設 )</p>	<p>第9条 当社は株式に係る株券を発行す る。 2 前項の規定にかかわらず、当社は 単元株式数に満たない数の株式 (以下単元未満株式という。)に係 る株券を発行しない。</p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(単元未満株主の権利制限)</p>
<p>第8条 当社は、株式につき名義書換代 理人を置く。 — 名義書換代理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議により 選定し、これを公告する。 — 当社の株主名簿、実質株主名簿 (以下株主名簿等という。)および 株券喪失登録簿は、名義書換代理 人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、実質株主名簿・株 券喪失登録簿への記載または記 録、質権の登録または抹消、信託 財産の表示または抹消、株券の交 付、単元未満株式の買取および諸 届の受理等、株式に関する事務は 名義書換代理人に取扱わせ当会社 においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第10条 当社の単元未満株式を有する株 主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる 権利 (2) 剰余金の配当を受ける権利 (3) 取得請求権付株式の取得を請求す る権利 (4) 募集株式または募集新株予約権の 割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第8条 当社は、株式につき名義書換代 理人を置く。 — 名義書換代理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議により 選定し、これを公告する。 — 当社の株主名簿(実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、株券喪失登 録簿および新株予約権原簿は、株 主名簿管理人の事務取扱場所に備 え置き、株主名簿、株券喪失登録 簿および新株予約権原簿への記載 または記録、単元未満株式の買取 り、その他株式ならびに新株予約 権に関する事務は株主名簿管理人 に取扱わせ、当会社においては取 扱わない。</p>	<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置 く。 2 株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議により 選定し、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿 を含む。以下同じ。)、株券喪失登 録簿および新株予約権原簿への記載 または記録、単元未満株式の買取 り、その他株式ならびに新株予約 権に関する事務は株主名簿管理人 に取扱わせ、当会社においては取 扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)  <b>第9条</b> 当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の交付及び諸届の受理等、株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会<u>の定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株式取扱規程)  <b>第12条</b> 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>
<p>(基準日)  <b>第10条</b> 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  — 前項の場合のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告の上、臨時に基準日<u>を定めることができる。</u></p>	<p>(基準日)  <b>第13条</b> 当社は、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  — <u>2</u> 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として<u>することができる。</u></p>
<p>(株主の住所等の届出)  <b>第11条</b> 当会社の株主及び登録質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、<u>当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を株式取扱規程に従い届け出なければならない。</u>  — 但し、署名の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。  — 外国に居住する株主、登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、<u>当会社の名義書換代理人に届け出なければならない。</u>  — <u>届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集時期)  <b>第12条</b> 当会社の定時株主総会は、毎決算期から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集)  <b>第14条</b> 定時株主総会は毎年2月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)  <b>第13条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>— 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)  <b>第15条</b> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(決議の方法)  <b>第14条</b> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>— 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p><b>第16条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)  <b>第15条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>— 前項の場合には、<u>株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</u></p>	<p>(決議の方法)  <b>第17条</b> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)  <b>第15条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、<u>株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)  <b>第18条</b> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、<u>株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(株主総会の議事録)  <b>第16条</b> 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>— 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議事録)  <b>第19条</b> 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。</p>



現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
<p>(員数) 第17条 (記載省略)</p>	<p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 — 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもってこれを行う。</u> — 取締役の選任決議については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> — <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (削 除)</p>
<p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、<u>取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(役付取締役) 第23条 取締役会の決議によって、<u>取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(代表取締役) 第21条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u> — <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> (削 除)</p>
<p>(業務執行) 第22条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、<u>取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。</u> — <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p>(業務執行) 第25条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、<u>取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。</u> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u></p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第23条 取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長) 第24条 (記載省略)</p> <p>— 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集手続) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第28条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(記載省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第30条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(記載省略)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第31条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長および出席取締役ならびに出席監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第32条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 当会社は、社外取締役との間でその社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結できる。</p>	<p>2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役および監査役会
<p>(員数) 第30条 (記載省略)</p>	<p>(監査役の員数) 第34条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 — 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役の選任) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 — 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役) 第33条 監査役は、互選により1名以上の常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集手続) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。 但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。 — (記載省略)</p>	<p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印または電子署名する。 2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第37条 (記載省略)</p>	<p>(監査役会規程) 第41条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第38条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、監査役の責任について、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
(新 設)	<p>2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額とする。</p>
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	<p>(会計監査人の選任) 第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
(新 設)	<p>(会計監査人の責任免除) 第47条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p>
<p>(営業年度及び決算期)  <b>第40条</b> 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとし、各営業年度の末日をもって決算期とする。</p>	<p>(事業年度)  <b>第48条</b> 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。</p>
<p>(利益配当)  <b>第41条</b> 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当)  <b>第49条</b> 当社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。</p>
<p>(中間配当)  <b>第42条</b> 取締役会の決議により、毎年5月31日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当金という）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)  <b>第50条</b> 当社は、取締役会の決議によって毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)  <b>第43条</b> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始日から満3年を経過しても受領のないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。  — 利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間等)  <b>第51条</b> 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。  2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

現任取締役全員が、本總會終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	田中利浩 (昭和22年8月6日生)	昭和51年7月 当社入社 昭和62年2月 当社取締役産業機械第二部長 平成6年3月 当社常務取締役第二事業部長 平成9年2月 当社専務取締役営業部門統括兼第二事業部長 平成11年2月 当社専務取締役営業部門統括兼アルコムグループ本部長 平成11年12月 当社専務取締役営業部門統括兼アルコムグループ代表 平成15年2月 当社代表取締役社長(現任)	90,088株
2	張能徳博 (昭和24年10月13日生)	昭和51年7月 当社入社 平成3年2月 当社取締役第一事業部長 平成6年6月 当社常務取締役第五事業部担当兼第六事業部長 平成6年10月 バルコグラフィックス株式会社(現エスコグラフィックス株式会社)代表取締役社長 平成9年2月 当社常務取締役第六事業部長 平成10年2月 当社専務取締役第六事業部長 平成11年2月 当社専務取締役イー・エム・エムグループ本部長 平成11年12月 当社専務取締役イー・エム・エムグループ代表 平成15年2月 当社専務取締役(現任) 平成16年3月 愛而泰可新材料(広州)有限公司董事長(現任) 平成16年4月 愛而泰可新材料(深圳)有限公司董事總經理(現任) 平成18年9月 愛而泰可貿易(上海)有限公司董事長(現任) 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司董事長(現任)	90,088株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
3	加 畑 洋 (昭和24年3月20日生)	昭和58年10月 当社入社 昭和62年9月 アルテックエンジニアリング株式会社代表取締役社長(現任) 平成5年2月 当社取締役第五事業部長 平成7年3月 当社取締役経営企画室長 平成9年2月 当社常務取締役第五事業部長 平成11年2月 当社常務取締役エー・ディー・エスグループ本部長 平成11年12月 当社常務取締役エー・ディー・エスグループ代表 平成12年2月 当社専務取締役エー・ディー・エスグループ代表 平成15年3月 当社専務取締役ALTECH ADSグループ代表 平成15年12月 当社非常勤取締役(現任) 平成15年12月 アルテックエーディーエス株式会社代表取締役社長(現任)	90,088株
4	瀧 川 賢 一 (昭和25年1月19日生)	平成10年8月 株式会社東京三菱銀行三鷹支店長 平成14年7月 当社入社社長室長兼内部監査室長 平成15年2月 当社取締役社長室長兼内部監査室長 平成15年12月 当社取締役社長室長 平成16年6月 愛而泰可貿易(上海)有限公司董事長 平成16年6月 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司董事長 平成16年12月 当社取締役中国総支配人 平成18年9月 当社常務取締役総務・業務担当(現任)	1,500株
5	梅 木 義 則 (昭和25年7月18日生)	昭和52年2月 当社入社 平成5年2月 当社取締役第四事業部長 平成9年2月 当社常務取締役第四事業部長 平成11年2月 当社常務取締役アルトグループ本部長 平成11年12月 当社常務取締役アルトグループ代表 平成12年2月 当社専務取締役アルトグループ代表 平成15年3月 当社専務取締役ALTECH ALTグループ代表 平成15年12月 当社非常勤取締役(現任) 平成15年12月 アルテックアルト株式会社代表取締役社長(現任)	90,088株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
6	風見 亘彦 (昭和27年11月14日生)	昭和52年4月 当社入社 平成5年2月 当社取締役第三事業部長 平成9年2月 当社常務取締役第三事業部長 平成11年2月 当社常務取締役アルファイングループ本部長 平成11年12月 当社常務取締役アルファイングループ代表 平成15年3月 当社常務取締役ALTECH COMMUNICATIONS代表 平成15年12月 当社非常勤取締役(現任) 平成15年12月 アルテックコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長(現任)	90,088株
7	星野 幸広 (昭和33年6月29日生)	平成12年9月 生駒シービー・リチャードエリス株式会社法務部長兼総務企画部長 平成15年12月 当社入社経営企画室長 平成16年1月 アルテックアイティ株式会社代表取締役社長(現任) 平成17年1月 当社社長室長兼経営企画室長 現在に至る	0株
8	杉山 仁 (昭和24年3月15日生)	平成10年10月 株式会社東京三菱銀行春日町支店長 平成13年5月 ABNAMRO 東京支店法人金融部長 平成16年2月 フェニックス・キャピタル株式会社マネージングディレクター現在に至る	0株

- (注)1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 杉山 仁氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 杉山 仁氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。  
同氏は、当社への出資会社となる予定の投資事業組合を組成するフェニックス・キャピタル株式会社のマネージングディレクターであり、その実績・識見は高く評価されているところであることから当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えております。



#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役益田裕一氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、監査体制強化のため、監査役を1名増員し、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	千歳和秀 (昭和13年9月2日生)	昭和37年4月 ユニチカ株式会社入社 平成14年4月 株式会社イーアンドイー取締役副社長 平成18年1月 アルテックエーピーエス株式会社 顧問 平成18年10月 当社入社 大阪支店長 現在に至る	0株
2	吉原謙太 (昭和49年1月5日生)	平成11年10月 Deloitte&Touche LLP (ニューヨーク) 平成15年11月 アーンストアンドヤンググローバルフィナンシャルサービス株式会社 平成17年1月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 平成17年5月 フェニックス・キャピタル株式会社 マネージャー 現在に至る	0株

- (注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉原謙太氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 吉原謙太氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりです。同氏は、当社への出資会社となる予定の投資事業組合を組成するフェニックス・キャピタル株式会社のマネージャーであり、その実績・識見は高く評価されているところであることから当社の業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えております。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります監査法人トーマツは、本株主総会終結の時をもちまして契約満了となります。

つきましては、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

名称	東陽監査法人	
事務所	[主たる事務所] 東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6F [その他の事務所] (国内)2ヶ所	
沿革	昭和46年12月 監査法人日東監査事務所を設立 昭和56年11月 虎ノ門事務所との統合を機に東陽監査法人と名称変更 平成15年3月 ホーワスイターナショナルと提携開始 平成17年1月 監査法人西村会計事務所と合併 平成18年10月 東都監査法人と合併	
出資金	194百万円	
構成人員 (平成18年11月末現在)	社員(公認会計士)	92名
	職員(公認会計士)	128名
	(会計士補)	15名
	(その他)	16名
	計	251名

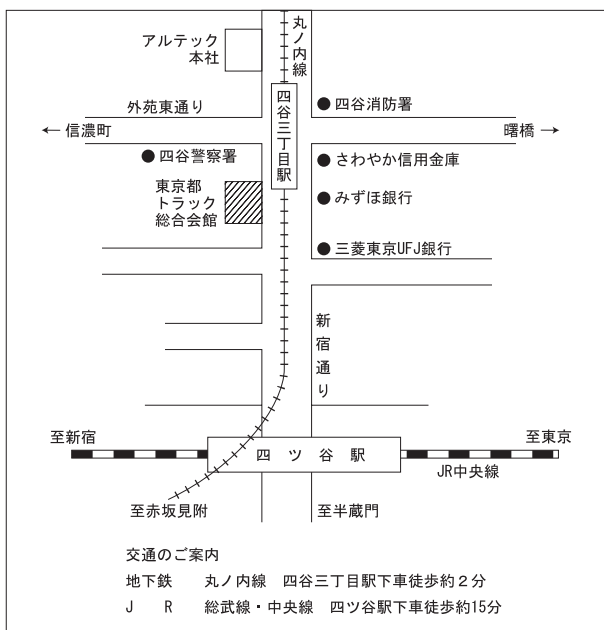
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区四谷三丁目1番8号

東京都トラック総合会館 7階 会議室

電話 03(3359)6251(代)



(注) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。